

# 広島市広告マット設置要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 広告マットの設置までの手続等（第4条～第10条）
- 第3章 広告マットの設置後の手続等（第11条～第14条）
- 第4章 広告マット設置審査会（第15～第16条）
- 第5章 雑則（第17条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、広告マットの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告マット 広島市役所の本庁舎及び各区役所の庁舎の出入口に設置する玄関マットで、その表面に広告が掲載されるものをいう。
- (2) 設置希望者 広告マットに広告を掲載することを希望する者（以下「広告主」という。）又は広告マットの製作を希望する者（以下「製作者」という。）で、広告マットの設置を希望するものをいう。
- (3) 所管課 広告マットを設置する庁舎を所管する課
- (4) 設置者 第5条の許可を受けた者をいう。

### （広告マットの規格等）

第3条 広告マットの規格、設置位置及び設置期間並びに広告マットにおいて広告できる面積その他募集に当たっての事項は、別に定める「広告マット募集方法」によるものとする。

- 2 広告マットの色、デザイン等は、設置希望者においてその案を作成するものとする。
- 3 広告マットは、屋外用の玄関マットとして通常有すべき性能を有するものでなければならない。

## 第2章 広告マットの設置までの手続等

### （設置希望者の募集）

第4条 市長は、設置希望者を募集する。

- 2 市長は、前項の規定による募集を行った場合において、広告主が製作者のあっせんを希望するとき、又は製作者が広告主のあっせんを希望するときは、あっせんを行うものとする。
- 3 設置希望者の募集は、本市のホームページへの掲載、その他の方法により行う。
- 4 市長は、第1項の規定による募集に応じた設置希望者に対し、次条に規定する手続を説明するものとする。

### （使用許可の申請）

第5条 設置希望者は、広告マットを設置しようとするときは、あらかじめ地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 使用許可を受けようとする設置希望者は、広島市財産規則（昭和56年広島市規則第19号。以下「規則」という。）第28条第1項に定める申請書（行政財産使用許可申請書）（様式1）

を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により申請書を提出する場合において、広告主と製作者が異なるときは、いずれか一方を申請者として申請しなければならない。
- 4 第2項の申請書には、広告原稿その他市長が必要と認める資料を添付しなければならない。
- 5 市長は、使用許可の申請があった場合においては、第15条第1項に規定する広島市本庁広告マット設置審査会又は第16条第1項に規定する広島市区役所広告マット設置審査会の意見を聴くものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
  - (1) 次条各号に該当することが明らかである場合
  - (2) 既に広告マットの使用許可がされており、当該使用許可の期間と申請のあった設置期間が重複する場合
  - (3) その他所管課長が広告マット設置審査会の意見を聴く必要がないと認める場合
- 6 市長は、広告マット設置審査会の意見を聴いた上で、提出のあった広告原稿が適当でないと思えたときは、申請者に対し、広告原稿の変更を求めることができる。

#### (使用許可の基準)

第6条 広告マットに掲載される広告の内容が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの又はその疑いがあるもの
- (6) 他人をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心又は射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いのあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告マットに掲載される広告として適当でないもの

#### (広告マットの選定)

第7条 第4条の規定により設置希望者を募集した場合において、使用許可の申請をした者が2人以上であるときは、次に定める順序により使用許可を受けるべき者を決定する。ただし、特に必要があると認めるときは、順序を変更することができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらが出資する法人の広告
  - (2) 公益法人又は公共的団体（前号に掲げるものを除く。）の広告
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者の広告のうち公共的な内容のもの（本市の区域内に事業所等を有する者の広告を優先する。）
  - (4) その他の広告（本市の区域内に事業所等を有する者の広告を優先する。）
- 2 前項の順序が同じである広告が2以上ある場合は、申請された許可期間の長いものを先順序とする。
  - 3 前2項の規定によっても使用許可を受けるべき者を決定できないときは、抽選により決定する。

#### (使用許可の期間等)

第8条 使用許可の期間は、原則1年を限度とする。

- 2 使用許可の期間は、月を単位とする。
- 3 広告マットは、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条に規定する休日という。）等においては、置かない場合がある。

#### (使用許可書等の交付)

第9条 市長は、使用許可をするかどうかを決定したときは、申請者に対し、その決定の結果を規則第29条第1項に定める行政財産使用許可書（様式2）又は行政財産使用不許可決定通知書（様式3）により通知しなければならない。

（設置料）

第10条 使用許可の使用料（以下「設置料」という。）は、広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）第2条に定めるところにより徴収する。

### 第3章 広告マットの設置後の手続等

（広告マットの設置の中止及び広告マットの変更）

第11条 設置者は、広告マット設置中止申出書（様式4）により、広告マットの設置の中止を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、使用許可の期間を変更するものとする。

3 設置者は、使用許可に係る広告マットを他の広告マットに変更しようとするときは、第5条の例により、変更許可を受けなければならない。

（設置料の返還）

第12条 既納の設置料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

(1) 設置者が、使用許可期間の初日前に、前条第1項の規定により当該使用許可の取消しを申し出た場合 設置料の全額

(2) 設置者の責めに帰することができない理由によって、使用許可期間の初日前に広告マットの設置ができなくなった場合 設置料の全額

(3) 使用許可期間中において、本市が本庁舎の出入口を公用又は公共用に供する必要が生じたこと等により、使用許可を取り消し、又は変更した場合 設置料のうち広告マットを設置できなかった月数に応じた額

(4) 設置者の責めに帰することができない理由によって、使用許可期間中に広告マットの設置ができなくなった場合 設置料のうち広告マットを設置できなかった月数に応じた額

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第4号の場合において、月の途中に広告マットが設置できなくなったときの当該月分に相当する設置料の返還については、当該月の日割りにより計算し、円未満は切り捨てる。

（設置者の責任）

第13条 設置者は、掲載した広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 設置者は、広告マットの設置に関して、第三者の権利の侵害その他の不正な行為を行ってはならない。

3 設置者は、広告マットの欠陥又は広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、設置者の責任及び負担において賠償しなければならない。

4 設置者は、広告マットの設置の権利を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し及び変更）

第14条 市長は、次に該当するときは使用許可を取り消し、又は変更することができる。

(1) 設置者（設置者となっていない製作者及び広告主を含む。以下この条において同じ。）が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 本市が本庁舎又は各区役所の庁舎の出入口を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(3) 設置者が本市の名誉若しくは信用を失墜し、本市の業務を妨害し、又は本市の事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (4) 設置者の倒産、破産等により広告マットを設置する必要がなくなったとき。
  - (5) 設置者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
  - (6) 広告マットの老朽化等により、広告マットが玄関マットの用に耐えなくなったとき。
- 2 市長は、本市の業務上やむを得ないとき、その他特に必要があると認めるときは、設置者に連絡の上、広告マットの設置を一時中止することができる。

#### 第4章 広告マット設置審査会

(本庁広告マット設置審査会)

- 第15条 本庁舎の広告マットの設置について審査を行うため、広島市本庁広告マット設置審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
  - 3 委員長は企画総務局次長、副委員長は企画総務局総務課長をもって充てる。
  - 4 委員は、企画総務局広報課長、財政局管財課長、市民局消費生活センター所長、市民局人権啓発部人権啓発課長及び教育委員会青少年育成部育成課長をもって充てる。
  - 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
  - 6 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
  - 7 審査会は、委員（委員長及び副委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 8 審査会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 9 審査会の庶務は、企画総務局総務課において行う。
  - 10 審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(区役所広告マット設置審査会)

- 第16条 区役所庁舎の広告マットの設置について審査を行うため、広島市区役所広告マット設置審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。
- 2 委員長は企画総務局次長、副委員長は企画総務局総務課区政担当課長をもって充てる。
  - 3 前条第2項、第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、広告マットの設置について必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成18年11月28日）から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日（平成19年11月7日）から施行する。
- 2 区役所の庁舎に係る事務については、改正後の広島市広告マット設置要綱の規定にかかわらず、平成19年度にあっては、所管課を財政局財政課とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。